

## TwooCaコレクションVisaカード利用規約

### 第1条 (目的)

本規約は、株式会社Kort Valuta（以下「当社」といいます。）が発行する「TwooCaコレクションVisaカード」（以下「本カード」といいます。）の利用について定めるものです。

### 第2条 (利用者)

- 「利用者」とは、本カードを正当に所持又は本カードを利用する者をいいます。
- 利用者は、本カードを利用するにあたって、本規約に同意し、本カード原板裏面のご署名欄に自署するものとします。
- 当社は、利用者が本カード原板裏面に自署を行った場合又は第3条に規定するアクティベートを行った場合に、本規約に同意したものとみなします。

### 第3条 (本カード)

- 本カードの利用には、利用者において当社所定の方法によるアクティベートが必要です。但し、アクティベートは、当社が定めるアクティベート開始可能日（本カードの原板面に記載される有効期限の6か月前の月の2日）になるまで行うことができません。このため、利用者は、本カードを購入しても、すぐには利用できない場合があることについて了承するものとします。
- 利用者は、購入時よりアクティベート開始日までの間、本カードを厳重に保管するものとし、利用開始日および利用可能期間を誤認しないよう、注意するものとします。
- 利用者が本カードのアクティベートを行った場合、本カードの利用ができるようになります。
- 本カードの利用可能残高（以下、単に「カード残高」といいます。）は、当社サーバー内にて加算又は減算の記録・管理が行われます。利用者は、カード残高やカード残高の加算・減算の記録等について、第10条に定める方法により確認することができます。
- 本カードの決済の利用には制限があります。利用者は以下の制限を超えて決済に利用することはできません。

#### (決済上限額)

1回あたり	1日当たり	1か月あたり
3万円	3万円	12万円

- 本カードは、利用者によるチャージ（入金）ができます。利用者は、自身で本カードにチャージを行うことで繰り返し決済に利用することができます。但し、利用者は日本国外でチャージを行うことはできません。また、利用者は以下の制限を超えてチャージを行うことはできません。

#### (残高上限額、チャージ手段、チャージ可能期間)

残高上限額	チャージ手段	チャージ可能期間
10万円	クレジットカード	本カードに記載される有効期限の前月末まで

#### (チャージ上限額)

1回あたり	1日あたり	1か月あたり	チャージ累積額

3万円	3万円	12万円	20万円
-----	-----	------	------

#### 第4条 (本カードの有効期限)

1. 本カードの有効期限は、本カードの原板面に記載される有効期限の月末日となります。本カードの有効期限は、当社専用 ウェブサイトでも確認できます。
2. 本カードの有効期間は、利用者アクティベートを行った時から本カードの原板面に記載される有効期限の月末日までで、最長でも 6 か月間未満となります。本カードは有効期限の経過をもって、一切の利用ができないため、利用者は、アクティベート開始可能日以降、速やかにアクティベートを行うことを推奨します。
3. 有効期限を過ぎた本カードは失効し、利用できなくなります。
4. 有効期間満了により本カードが失効した場合、カード残高（本カードの失効以降にキャッシュバックや取引の取消、若しくはその他の理由で加算されるカード残高を含む）も失効します。当社は、失効するカード残高について、払い戻しは行わないものとします。なお、本カードの失効によって利用者に生じた不利益及び損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第5条 (本カード利用可能加盟店)

1. 利用者は、当社が加盟又は提携する組織であるVisaブランドの加盟店（以下、単に「加盟店」といいます。）において、本カードを商品等の購入代金の決済に利用することができます。利用者は、本カード利用に際し、本カード情報等その他個人情報の窃取、悪用等の危険について十分注意するものとします。
2. 前項にかかわらず、年会費・月会費、接続料、その他反復継続的に料金が発生する取引、ガソリンスタンドや高速道路、一部のホテル等での取引、海外での特定の取引、暗証番号の入力が必要な取引等については、加盟店での利用ができない場合があります。また、商品券その他金券類・はがき・切手・印紙類については、加盟店における利用が制限される場合があります。なお、加盟店によっては、店舗独自に決済上限額を定めている場合がありますので、この場合には当該店舗の定めに従います。

#### 第6条 (本カードの利用)

1. 利用者は、加盟店で商品等の購入又はサービスの提供を受ける際に、カード残高の範囲内、及び第3条第4項に定める決済上限額の範囲内で、本カードを代金の支払いに利用することができます。
2. 利用者は、加盟店において商品の購入その他取引を行うに際し、本カードを提示して所定の伝票等に本カード裏面に予め記載した署名と同一の署名をすることにより、本カードを利用することができます。なお、加盟店によっては伝票への署名を省略することができる場合があります。
3. 本カードの利用に際しては、利用者は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接又は提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店又は利用者自身に対し、本カードの利用状況等に關し照会を行うことを予め承諾するものとします。
4. 利用者が本カードを決済に使用する場合には、当社所定の方法により、カード残高から商品等の代金に相当する金額を差し引きます。
5. 利用者は、システムの不具合等により本カードを利用できない場合があり得ることを予め承諾するものとします。

6. 利用者が未成年の場合、本カードの利用に際して、予め親権者等法定代理人の同意を得るものとします。
7. カード残高が商品等の代金に満たない場合には、利用者は加盟店の指定する方法で差額を支払うものとします。
8. 本カードの利用に際し、年齢制限のある加盟店にて、利用者の年齢が基準に満たない場合、本カードを利用することはならないものとします。

#### 第7条 (加盟店利用時における決済金額の一時凍結)

1. 一部の加盟店では、オーソリゼーション（カード残高等の利用が可能であるかの確認）を行ってから決済金額が確定するまでに、一定の期間を要する場合があります。この場合、オーソリゼーションの時点で所定の金額（通常、1円～2円程度）が暫定決済金額として一定期間凍結され、カード残高から減算されます。
2. 決済金額が確定した場合又は加盟店の定める期間が経過した場合、最終確定決済金額と暫定決済金額との相殺が行われます。但し、決済金額が確定した時点において、既に本カードの有効期限が到来している場合には、当該相殺は行わないものとします。
3. 相殺において、暫定決済金額に余剰が発生している場合は、当該余剰金額が利用者のカード残高に加算することにより返金され、暫定決済金額に不足が発生している場合は、当該不足金額がカード残高から減算されます。
4. 前項において、カード残高から減算できない場合は、利用者は本カードにチャージして支払います。利用者からの支払いが行われない場合、当社が加盟店に対し立替払いを行います。利用者は当社が立替えた金額を所定の支払期日までに、当社に所定の方法で支払うものとします。なお、当該支払いが行われなかった場合は、利用者は当社に対して、当該支払期日から支払いが完了するまでの期間、年14.6%の遅延利息についても支払うものとします。

#### 第8条 (加盟店との紛議及び返金の取り扱い)

1. 当社は、利用者と加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関するいかなる責任も負わないものとします。万一、代金決済後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、当社はそのカード残高の返金等を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間でこれを解決していただくものとします。
2. 加盟店との間における対象商品に係る取引に関して、キャンセル、取り消し等により返金すべき事象が生じたときは、当社は、返金額と同額をカード残高に加算します。

#### 第9条 (加盟店海外店舗利用時の決済)

1. 利用者が、海外にある加盟店で外国通貨建て商品等の購入代金の決済を行った場合、為替レートの変動により、当初の決済金額（以下「当初決済金額」といいます。）と最終的に確定した金額（以下「最終確定金額」といいます。）に差異が生じる場合があります。
2. 当初決済金額は、当該海外加盟店での取引を処理する決済ネットワーク運営事業者所定の為替レートに基づき円換算されたうえで「日本円」にて表示され、表示された日本円に相当するカード残高が減算されます。
3. 最終確定金額が確定すると清算処理が行われます。但し、最終確定金額が確定した時点において、既

に本カードの有効期限が到来している場合には、当該清算処理は行わないものとします。

4. 清算処理は、当初決済金額が最終確定金額に対し不足額がある場合、不足額に相当するカード残高が減算され、当初決済金額が最終確定金額を超過する場合には、超過額をカード残高に加算することにより返金します。
5. 前項においてカード残高から減算できない場合は、利用者は本カードにチャージして支払います。利用者からの支払いが行われない場合、当社が加盟店に対し立替払いを行います。利用者は当社が立替えた金額を所定の支払期日までに当社に支払うものとします。なお、当該支払いが行われなかつた場合は、利用者は当社に対して、当該支払期日から支払いが完了するまでの期間、年 14.6%の遅延利息についても支払うものとします。
6. 海外にある加盟店での取引については、当該取引の事務処理のため、当社所定の「海外サービス手数料（4.5%）」が発生します。支払いは、決済の際にカード残高から減算されます。
7. 海外にある加盟店での取引がキャンセルされた場合、当社は、当該決済金額をカード残高に加算することにより返金します。この場合、利用者は、返金時の為替レートの変動により返金額と当初の決済額に差異が生じる可能性があることを了承しているものとします。
8. 海外サービス手数料は、外国通貨建て商品等の購入取引がキャンセルされた場合であっても返金されません。

## 第10条（残高及び利用履歴の確認）

1. カード残高は、当社専用 ウェブサイト等で当社所定の方法により確認することができます。
2. 決済が外貨による場合は、商品等の代金に相当する金額が、第9条に定める方法で円貨に換算された合計金額で表示されます。
3. 本カードの利用履歴は当社専用 ウェブサイトで当社所定の方法で確認することができます。なお、利用者は、当社が利用者に対する利用履歴開示のために、利用者の本カードの利用状況を加盟店に開示することがあることを予め承諾するものとします。
4. 本カードの有効期限を経過し失効した場合、カード残高、利用履歴及び失効残高は確認できなくなります。
5. 当社は、本カードの利用及び本カードを利用した取引の取消等によるカード残高の減算又は加算について、加盟店が当社に提供する情報に基づき行い、当社が加盟店からの情報の正確性を完全に保証するものではなく、当社は一切責任を負わないことを利用者は予め承諾するものとします。また利用者は、加盟店から当社に対する取引の取消処理の情報提供の遅れにより、カード残高の加算が遅れることがあることを予め承諾するものとします。

## 第11条（本カード及び本カード情報等の管理）

1. 利用者は、本カード及び本カード情報等を厳重に管理し、他人に知られないよう十分に注意を払うものとします。また、本カード及び本カード情報等が管理及び使用されたことについての一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、本カード又は本カード情報等を利用者以外の第三者に使用させた場合、利用者の義務として本規約等に定められている義務について当該第三者をして遵守させるものとし、当該第三者による本カード又は本カード情報等の使用及び本規約等の義務違反等に関する一切の責任を負うものとします。

3. カード原板の所有権は当社に帰属するものとします。
4. 利用者は、本カード裏面の自署欄に署名がされている本カードを第三者に譲渡することはできません。
5. 当社は、本カード原板の磁気不良及び毀損等の場合には、利用者が当社所定の届けを当社に提出し、当社が適当と認めた場合に限り、物理的な本カードを再発行します。

## 第12条（盜難、偽装、紛失等）

1. 本カード又は本カード情報等の盜難、偽造、紛失等その他の事由（以下まとめて「盜難等」といいます）により本カード又は本カード情報等が第三者に不正利用され、利用者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとし、利用者は当該本カードの利用代金について、すべての支払いの責を負うものとします。
2. 当社は、本カード又は本カード情報等の盜難等を理由に本カードの再発行は行いません。
3. 利用者は、本カード又は本カード情報等が盜難等にあった場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。当社への通知は、改めて文書で届け出でていただく場合があります。

## 第13条（本カードの利用停止及びカード原板の破棄）

1. 利用者が本規約に定める規定に違反した場合又は当社が不適当と判断した場合、当社は当該利用者に対して通知することなく、本カードに係る全てのサービスを一方的に停止することができるものとします。なお、本カードに係るサービスの停止にあたっては、カード残高の払い戻しは行わないものとします。
2. 当社又は当社の定める販売店が利用者の届け出た住所に、本カードの原板を発送したにもかかわらず、本カードが不着となり一定期間経過した場合、当社又は当社の定める販売店は本カードを破棄することができるものとし、本カード原板の再発行、交換及び返金はしないものとします。
3. 利用者は、当社又は当社の定める販売店が必要と認めた場合には、当社又は当社の定める販売店に対して、身分証その他、利用者を特定する情報を提供することを予め承諾するものとします。

## 第14条（本カードのサービスの中止又は停止）

1. 次のいずれかに該当する場合、当社は予告をして又はやむをえない場合は予告なしに、本カードのサービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。
  - (1) システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合
  - (2) コンピューターウィルス、不正アクセス又はネットワークの障害等により、本カードのサービスの提供が困難となった場合
  - (3) 火災・停電等により、本カードのサービスの全部又は一部の提供が困難となった場合
  - (4) 地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本カードのサービスの全部又は一部の提供が困難となった場合
  - (5) その他、やむを得ない事情により本カードのサービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項に定める事項により生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。

## 第15条（不正利用等のおそれによる利用制限）

1. 当社は本サービスが、利用者以外の第三者による不正利用又はそのおそれがあると判断した場合には、

利用者の本サービスの利用の全部又は一部を制限することがあります。

2. 前項の規定により利用者が損害を被った場合、当社は、間接損害、特別損害及び逸失利益については予見可能性の有無を問わず、その損害賠償責任を一切負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

## 第16条（カード残高の原則返金禁止）

カード残高の返金はできません。ただし、当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に本カードの利用者は、当社に対してカード残高の返金を求めることができるものとし、当社は所定の方法によりカード残高を確認したうえで、当該カード残高を返金するものとします。

## 第17条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知的暴力集団等
  - (6) 前各号の共生者
  - (7) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、自己又は第三者をして、以下のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をする、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が第1項又は前項の各号のいずれかに違反している疑いがあると判断した場合、当社は、何らの通知、催告なしに、直ちに本カードに係るサービスの利用を停止できるものとします。
4. 本カードに係るサービスの利用停止を行った場合、カード残高はすべて失効するものとします。
5. 第3項又は前項により、利用者に損害が生じても、当社は一切その責任を負わないものとします。
6. 第3項及び第4項の措置により、当社に損失、損害、費用等が生じた場合は、当社は利用者に損害賠償を請求できるものとします。
7. 第3項の規定により本カードに係るサービスの利用停止が行われた場合、本カードの利用規約に基づく契約はすべて終了し、利用者の本カードに係る権利は理由を問わずすべて消滅するものとします。これにより、本カードの利用が一切できなくなります。

## 第18条（禁止事項）

利用者は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社指定の方法以外の方法により本カード又は本カード情報等を利用する行為
- (2) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (3) 本カードを当社が認めた場合以外で転売する行為
- (4) 本カードを第三者に利用させる行為
- (5) 本カードをマネー・ローンダリングの目的で利用する行為
- (6) 営利目的で本カードを利用する行為
- (7) 換金を目的として本カードを利用する行為
- (8) 不正な方法によりカード残高又は本カードを取得し、あるいは不正な方法で取得されたカード残高又は本カードであることを知って利用する行為
- (9) カード残高又は本カードを偽装若しくは変造し、又は偽造若しくは変造されたカード残高又は本カードであることを知って利用する行為
- (10) 本カードの購入、本カード又は本カード情報等の取得又は利用にあたり、当社に対して虚偽の情報登録する行為
- (11) 当社や他の利用者、又はその他の者の利益を害する行為
- (12) 本カードに係るシステムを損壊、解析又は複製する行為
- (13) 営利又は非営利を問わず、当社専用 ウェブサイトの全部又は一部の複製、頒布、貸与、譲渡、公衆送信する行為
- (14) 当社専用 ウェブサイトの変更、修正、編集、切除その他の改変する行為
- (15) 当社専用 ウェブサイトの全部又は一部について、利用者自身や他人のホームページに掲載、配布又はその他に利用する行為
- (16) 当社若しくは第三者の特許権、商標権、著作権、その他の財産的若しくは人格的な権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (17) 他人の本カード情報等を不正に使用する行為、及び自己の本カード情報等を他人に使用させる行為
- (18) 当社及び当社専用 ウェブサイトに係る権利者の名誉、人格若しくは信用等を毀損する行為又は不利益を与える行為
- (19) 本カードのサービス運営を妨げる行為、誹謗する行為、又は本カードのサービスの信用等を毀損する行為
- (20) 犯罪行為、又は犯罪行為を誘発する若しくは犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (21) 他の利用者、その他第三者に損害を与える行為、又はこれらの者を誹謗、中傷する行為
- (22) 当社に損害を与える又は与えるおそれのある行為
- (23) 当社の認めた販売店及び購入方法以外で入手した本カードを利用する行為
- (24) その他当社が不適当と認める行為

## 第19条（損害賠償）

1. 利用者が、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、利用者は当社の損害を賠償するものとします。
2. 利用者は、本カード又は本カード情報等の利用に際し、本規約違反、権利侵害、他の利用者若しくは第三者に被害や損害を与えた場合、自己の責任と負担で損害を賠償し、紛争を解決するものとし、当社にいかなる迷惑及び損害を与えないものとします。

## 第20条（本規約の変更）

1. 当社は当社の判断において予告無く本規約を変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、当社は当社専用 ウェブサイトにおいて変更後の規約を当社所定の期間掲示するものとし、利用者は、本規約の変更後相当期間が経過した時点、又は本カードを利用した時点で、変更内容を承諾したものとします。

## 第21条（業務委託）

当社は、本規約に基づく本カードのサービスの運営の全部又は一部を第三者に委託できるものとします。

## 第22条（個人情報の取扱い）

当社の個人情報保護方針は、以下のウェブサイトをご確認ください。

1. プライバシーポリシー  
プライバシーポリシー
2. 個人データの共同利用について  
個人データの共同利用について

## 第23条（合意管轄裁判所）

本規約の成立、効力の発生及び解釈に関する準拠法は日本法とし、本カードのサービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第24条（お問い合わせ窓口）

本カードの発行及び利用に関するお問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-11-2 渋谷パインビル4階

株式会社Kort Valuta「お客様サポートセンター」

受付時間：9:30～17:00（土日・祝日・年末年始は休み）

電話【ナビダイヤル】： 0570-022-752

お問い合わせフォーム： [https://kortvaluta.com/inquiry\\_support/](https://kortvaluta.com/inquiry_support/)

## 付則

本規約は、2026年1月2日から適用します。

2026年1月2日制定